

特定機能病院に対する立入検査結果（令和 7 年度）

立入検査の目的

- ・ 特定機能病院が法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、病院を良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとする。

実施主体

- ・ 医療法第25条第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣（各地方厚生（支）局長）が実施。
（原則として、医療法第25条第 1 項に基づき都道府県・保健所設置市が行う立入検査と合同で実施。）

実施時期等

- ・ 特定機能病院88病院に対し、毎年 6 月～翌年 2 月の期間において、原則年 1 回実施。

立入検査結果

- ・ 立入検査実施後、概ね 1 ヶ月以内に実施施設の病院管理者及び各都道府県衛生主管部（局）長宛、立入検査結果を通知。

特定機能病院に対する立入検査結果（令和7年度）

検査結果の内容

・令和8年3月31日現在、立入検査を実施した88病院に対して、検査結果を通知済み。

1. 実施結果

- (1) 指摘事項等があった病院 **53病院**
 - ①「不適切な事項」を通知した病院 3病院
 - ②「検討を要する事項」を通知した病院 3病院
 - ③「口頭指摘事項」のあった病院 50病院（うち3病院が①②と重複）
- (2) 指摘事項等がなかった病院 **38病院**

2. 主な指摘（指導）事項

- 「不適切な事項」 **4件**
 - ①医療の安全管理のための体制の確保 (2件)
 - ②職員研修の実施 (1件)
 - ⑤事故等報告書の作成、登録分析機関への提出等 (1件)
- 「検討を要する事項」 **3件**
 - ④医薬品、医療機器の安全管理のための体制の確保 (1件)
 - ⑤事故等報告書の作成、登録分析機関への提出等 (2件)
- 「口頭指摘事項」 **115件**
 - ①医療の安全管理のための体制の確保 (15件)
 - ②職員研修の実施 (5件)
 - ③院内感染対策 (11件)
 - ④医薬品、医療機器の安全管理のための体制の確保 (11件)
 - ⑤事故等報告書の作成、登録分析機関への提出等 (30件)
 - ⑥インフォームドコンセント、診療録 (9件)
 - ⑦情報提供受付窓口 (1件)
 - ⑧高難度新規医療技術・未承認新規医薬品 (3件)
 - ⑨患者相談窓口の設置 (5件)
 - ⑩管理者の業務の法令適合確保体制等 (6件)
 - ⑪その他 (19件)
 - ・職員の健康診断の実施について
 - ・輸血療法委員会の出席率について など

※ 指摘のあった病院に対しては、翌年度の立入検査で改善状況を確認することとしている。